

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鷲尾委員長 次に、金子恵美君。

○金子（恵）委員 立国社共同会派の金子恵美でございます。

よろしくお願いいたします。
 まず冒頭、新型コロナウイルスに感染されてお亡くなりになられた皆様方に哀悼の意を表しますとともに、病床にある皆様方に心からお見舞いを申し上げます。そして、医療従事者の皆様、廃棄物処理に本当に力を尽くされている皆様方に心から敬意を表したいというふうに思います。私たちがの生活と命を守っている全ての皆様方が大変な御努力をされているところであります。

昨日、三十九県で緊急事態宣言を解除ということが表明されたわけでありませうけれども、気を緩めることなく、この新型コロナウイルス対策をしっかりやって、そして収束に至るまで私たち国民が一丸となっていかなければいけないと思っております。また、しっかりと政府におかれましては対応いただきたくお願いを申し上げます。

まず、命を守ることが政治の最優先課題だというふうに思っています。そういう意味では、今までも、政府はPCR検査体制を整えることのおくれ等もあつたりということと、ここまで感染拡大となつてしまったことは大変残念なことでありませうけれども、今回のこの大気汚染防止法、まさに国民の皆様の命と健康を守るための法律だというふうに思いますので、今回の改正で本当に国民の皆様の命と健康を守ることができるといふかということを確認させていただきたいというふうに思っております。

クボタ・ショックもあつて、そして東日本大震災等も起こり、前回、平成二十五年の改正から今に至るまで、さまざまな課題を持ちながら来まして。そして、平成二十八年に総務省からの勧告があつて、それにしっかりとつとめて早く対応すべきだつたと思ひますけれども、少しくおくれながらも、審議会での議論、小委員会での議論があり、また答申が出て、その答申に基づいて今回の改正というふうには聞いています。

しかし、見ていきますと、まず、その答申案が出た段階でパブリックコメントを随分とついているわけですが、多くの方々が、心配である、こういう方針でいいのか、そういうことをおっしゃつていたわけですね。

ですから、その声にもしっかりと耳を傾けた上で今回の改正がなされているのかということも含めまして、小泉大臣にお伺いしたいというふうに思ふんですけれども、そもそも、国民の皆様の健康と命を守るためにこの大気汚染防止法というものはどのよう

に機能していくのか、お伺いしたいと思ひます。

○小泉国務大臣 今、金子先生から、どのように国民の健康と命を大気汚染防止法は守っていくのかという御指摘がありました。

大気汚染防止法は、大気の汚染に関し国民の健康を保護すること、これを目的としております。この目的を達成するためには、石綿の飛散による事故の発生を防止すること、これが極めて重要であります。

ただ、その飛散防止の措置が不十分であるなどの不適切な行為に対して、平成三十年度には約五千六百件の行政指導が行われていると承知しております。また、これまで規制の対象ではなかったレベル3建材の不適切な除去により石綿が飛散した事例も把握をしています。

こうしたことを受けまして、建築物などの解体等工事における飛散防止を徹底するため、今回の改正を行うということであります。

先ほど、福山先生の御質問に対してもそのポイントなどはお答えをしましたが、これから二〇二八年ごろをピークに石綿含有建材を使った建築物の解体工事が年々増加していくことが見込まれますので、石綿飛散防止対策を速やかに強化する必要があります。

この改正によつて、まさに金子先生がおっしゃつたように、全ての建築物等の解体等の工事について石綿の飛散防止の徹底を図つて、国民の命と健康を守つていきたい、そう考えております。

○金子（恵）委員 昨年でありませうけれども、豊

橋市で起こった事例を申し上げると、石綿が含まれる市施設の解体工事で、工事を請け負う建設業者が飛散防止の措置をとらないまま約二十日間にわたって作業していた、そういう事例もありました。また、一昨年の十二月でありますけれども、長野県の飯田市の私立保育園で、園児や職員の在園中に石綿の飛散が疑われる改修工事が行われたということ、これは事前の調査や届出を怠ったということでありまして、このことは大変大きな問題だというふうに思っています。

もちろん、どのような飛散事故であったり、いろいろな事例を見ていってもそうなんですけれども、健康被害が心配される部分が出てくるわけなんです、特にこの保育園の問題というのは、子供たちが発がん性のある石綿を吸い込んでしまったかもしれない。一度吸い込んだ場合に、平均四十年の潜伏期間を経て、治療が難しい中皮腫や肺がんなどを発症するおそれがあるということですから、それを考えると子供たちが発がんのリスクを抱えたまま何十年も生きていかななくてはいけないということになるわけです。

です、このような事故の発生、これについて、今も、国民の皆様への命と健康を守る、そういうことはおっしゃっていただきましたが、改めて事故の発生についての認識をお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 今、金子先生が御指摘されたような子供たち、そういった現場に対する今までのさまざまな事例、まさに飛散をいかに防止をさせていくか、こういうことをこの法改正によって

大きく前進をさせていかなければならない、そういうふうに考えています。

今の金子先生のポイントとこの法改正のポイントというのは、私は共通する部分があると思います。特に、今までの対象ではなかったレベル3を対象にすること、そして、今、不適切なことによって現場でさまざまなことが起きたという話が先生からありましたが、仮に、隔離などをせずに吹きつけ石綿などレベル1、2の建材の除去作業を行うといったような、こういった違反行為があった場合、今回、直接罰、こういったことを創設することによって作業時の飛散を防止すること、そして、石綿含有建材の除去作業についての記録を保存して発注者へ報告を義務づけること、こういったことによって不適切な除去作業を防止することなど、この法改正が、今、先生がきょう重要視されている国民の命と健康を守る方向に資する、我々はそう思っています。きょう御審議いただきますことですので、きょう御審議いただきますが、そのところは、聞いていらつしやる国民の皆さんも含めまして、この法改正の意義をしっかりと伝えていきたいと思っております。

○金子（恵）委員 目標、ゴールというのは共通点があるというふうに思いますし、向かっている方向というのは一緒だというふうに思います。そこに至るまで何をクリアしていくか。多くのことがあると思いますが、国全体として、やはりこの石綿対策をしっかりと他省とも連携をとりながらやっていくということは重要だと思えます。もちろん、我が国の石綿対策は、働く労働者の

安全という点では厚生労働省、建造物、建物については国交省、そして一般大気環境については環境省というような形で分かれているということでもあります。

繰り返し申し上げますけれども、向かっている方向は一緒なんだというふうに思います。ですけれども、やはり法律も所管官庁がばらばらであるということもありますので、非常に複雑な制度、わかりにくい部分があるというふうに思います。

そうした中で、やはり国全体で国民の命や健康をしっかりと守っていく。そして、例えばヨーロッパの国などでは、石綿対策にどのように取り組むべきかという、まさに目標を定めて取り組んでいるわけですから、いろいろな問題があったからその都度その都度法律を改正していくというよりは、大きな目標をしっかりと持ちながら、つまりは、石綿の健康被害はもうゼロなんだ、そういう強い意思を持って、哲学を持って進めるべきだということふうに思いますけれども、環境省が先頭に立って、ぜひ国全体の石綿対策を牽引すべきというふうに思いますけれども、小泉大臣、御答弁をお願いいたします。

○小泉国務大臣 金子先生からは、今、御丁寧に各省の役割、これを御説明をいただきました。ありがとうございます。

まさにそのとおりでありまして、私から申し上げることがあるとすれば、最初に先生が厚生労働省に触れていただきましたが、環境省と厚労省、この両省の連携ということにつきましては、解体等工事を行う事業者の規制遵守の徹底や行政による効

果的な指導監督のために、環境省と厚労省の両省の法令の連携、これが重要でありますから、今回の改正によって創設をする事前調査結果の報告については、新たに整備する電子システムの活用によって、労働安全衛生法による制度と一本化をしてワンストップで行うことができるようにする、これが環境省、厚労省で連携してやることです。

そして、さらに、国交省の話も金子先生からしていただきました。そこも非常に重要なところであります。建築物の解体等工事の現場に対する全国一斉パトロールや指導においては、環境省、厚労省、そして国交省を含めた三省の連携のもとに、引き続き積極的に推進をしていきます。

さらに、事前調査の実施主体として義務づけようとしている一定の知見を有する者についても、環境省、厚労省、国交省の三省で共管する制度である石綿含有建材調査者講習、これを修了した者を基本とすることを想定していますから、その人材の育成に当たりましても三省で連携して取り組んでまいります。

こういった関係省庁とも連携をして、法案が成立した暁には、その施行を着実に行って石綿飛散防止を進めて、先生がおっしゃったように、この石綿飛散防止をなくしていくんだ、そういった徹底をこの法改正で図って、それをしっかりと施行していく、こういったことでも三省の連携を国全体として深めていきたいと思えます。

○金子（恵）委員 石綿飛散防止をなくしていくんですか。飛散防止ということ……（小泉国務大臣「ああ、飛散をなくしていく。済みません」

と呼ぶ）済みません。飛散をなくしていくということなんだと思えますけれども、そもそも石綿は危険なものだということがもうわかっているわけですから、そこにある石綿をとにかく取り除く、これをしていかなきゃいけないと思うんですね。飛散を防止じゃなくて、石綿自体をなくしていく。

そして、もともと危険なものがそこにあるのであればそれを取り除いていくということが、私は大きな目標になっていくのではないかと思います。だからこそ、やはり、レベル3が今回きちんと含まれていて、それに対してきちんと対応しているかどうかというところが今回の法改正で見えていかなくはないということなんだというふうに思うんです。

そういう意味では、石綿の調査、分析、管理ということをどのようにやっていくかということになるわけですが、まず、石綿対策としては、石綿含有建材等を使用した建築物がどうなっているか調査を行って、そして実態の分析を行った上で対策を行っていくということが重要であって、石綿をすぐに除去できない場合というのはもちろん飛散防止であります。

ですけれども、どのような状態にあっても、例えば、被災した場合、私も東日本大震災原発事故の被災地の人間でありますけれども、地震が発生した場合に、レベル3で大丈夫であったと思いついていた含有建材が破碎してしまっただか、そういう事故が起きたりしているわけですね。そして、そこにアスベストがある、石綿があるということを知らずに、被災者の方々がそばにいるというか、

地域の中で、例えば廃棄物の仮置場等のそばを行き来する、そういうこともある。あるいは、ボラントリーの方々が入って、そしてそこに石綿があるということを知らずにそこで働く、御尽力くださる、そういうことも起こってしまったている。

そうであれば、まずは面的に、どこに石綿が存在しているかというのをきちんと管理できるような仕組みというのをつくっていかなくてはいいけないというふうに思います。

ですから、先ほども少し、前の委員の質問にも含まれていましたけれども、ふだんからの使用状況をしっかりと把握していくということ、そしてまた、そのリスク管理というのもしっかりできていくかどうかということでありますけれども、そのことをやはり義務づけるというぐらいのことをしていかなくはないんじゃないかというふうに思います。

アメリカなどでは、そのような形で石綿の使用状況を把握し、そしてリスク管理を十分に行っているというふうにも聞いていますけれども、諸外国のいろいろな対応なども見ていただきながら、我が国ではどういふことができるのか、目指すものは何かということをしつかりと見ていただきたいというふうに思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○八木大臣政務官 お答えいたします。

大気汚染防止法におきましては、国や地方公共団体に対しまして、災害時の石綿飛散防止のために必要な施策を実施していく責務を新たに設けることによりまして、所有者等による通常時からの

建築物への石綿含有建材の使用状況の把握を後押ししているところであります。

一方で、建築物等の通常使用時の石綿飛散防止については、国土交通省などの関係省庁による建築基準法に基づく指導が行われております。

また、国土交通省においては民間建築物の吹きつけ石綿等、文科省においては学校施設、厚生労働省においては病院施設の吹きつけ石綿、レベル1建材でありますけれども、及び石綿含有断熱材レベル2でありますけれども、の使用の有無の把握が進められているところであります。

これらが使用されていることが明らかになつた場合には除去が行われることもあるわけでありまして、環境省といたしましては、都道府県などの環境局に対し、本改正で新設する責務に基づき把握した石綿含有建材の使用状況や住民からの通報等に関する情報を建築部局に共有することを推奨するなど、他省庁との連携を強化することさらなる飛散防止を図ってまいりたいと考えております。

○金子（恵）委員 ありがとうございます。

石綿含有建材について、情報をきちんと共有できる仕組みというのですが、今おっしゃっていただいたように推奨じゃなくて、徹底していただきたいというふうに思うんですけれども、今後の見直しはどうですか。

○八木大臣政務官 環境省による今後の取組でありますけれども、石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業を今年度、令和二年度より実施する予定でありまして、これは、モデルケース

として数事例、数自治体を対象に、既存の情報の活用、把握対象の選定方法、把握の手法等について詳細に検証を行っていきたいと思います。これらによって得られた知見をマニュアルの改定、普及により、ほかの地区へ展開することを想定しております。

ただし、レベル3建材を含めた石綿含有建材を使用している建築物等の数は膨大になることが想定されることから、アスベスト調査台帳などの既存の情報を最大限活用しつつ、地域の実情に応じた、災害時に石綿飛散のおそれの大きい建築物などから優先的に把握を進めていくことを考えているところであります。

一般住宅が問題ではありませんが、一般住宅につきましましては、建築材料を採取して分析するなど網羅的な調査までは非常に困難なところもありますけれども、自治体において、建築確認台帳などの建築物にかかわる活用可能な情報源から、石綿が使用されている可能性の高い古い建築物を把握しておくことなどを想定しているところでありまして、あわせて、災害時の飛散防止にかかわる住宅所有者に対する普及啓発を進めていきたいと考えております。

以上です。

○金子（恵）委員 モデル事業につきましましては、令和二年度、今年度からということですが、令和十年には解体というものはピークになるというふうに言われているわけですね。

それで、今モデル事業をやっているという状況でありますけれども、このモデル事業はいつまで

やるんですか。

○八木大臣政務官 今調査中でありまして、今、数事例を調査の対象にしているところでありまして、今年度から着手するというところでありまして、まだそこまで正直決まっておりますので、御無礼したいと思います。

○金子（恵）委員 一步まではいかないけれども半歩前進というところで、いろいろな施策を考えていた大きなながら、今のようなモデル事業もスタートということではあるんですけれども、今回の法改正は、中身を見ますと、改正自体も、これをやりましたら検討は五年、つまり五年の見直しというふうに言っているわけなんですけれども、今の時期にそういうモデル事業などもやっていくという方向なのかなと。しかも、まだ中身が十分に固まっていないような今お話でしたので、大変私は不安です。国民の一人として、これで大丈夫なのかしらと。

先ほど小泉大臣がおっしゃったように、向いている方向は同じだというふうに思いたいです、国民の命と健康を守るんだという意味で。でも、まだ何もスタートしていないんじゃないですか。これで大丈夫ですか。

しかも、今、一般住宅の問題がありますとおっしゃっていただいたんですが、やはり大きな災害を経験したからこそ、先ほども申し上げましたように、災害が発生したらば、考えながら何か前進するということではなかなか難しくなっていて、本当に、命と健康を守っていくということは、あらゆる準備をしていかななくてはいけないという教

訓を東日本大震災原発事故から私たちも得ていま

です。ですから、その思いというのは、小泉大臣も前に復興にも随分御尽力いただいてきましたから、現場の状況等もごらんいただいてきたというふうには思いますけれども、廃棄物の、そのときの瓦れきの状態とか見ていただいて、例えば大気濃度測定などをしますとかなり高い数値が出てくる、そういう場もあったということでありますので、しっかりとふだんからの対応を準備していくということがとても重要だと思います。

その意味で、今回の法改正では、災害時の石綿飛散防止を図るために、国や都道府県等の責務として、所有者等が平時から建築物等の石綿含有建材の使用の有無を把握できるようにということでおっしゃっているわけですね。

でも、情報の提供等により後押しをする、ここまでなんです。これで本当に、今申し上げました、ずっと私申し上げていますけれども、災害に備えた石綿飛散防止対策というのができるのかどうかということなんです。後押ししてどの程度までされるんですか。

○小泉国務大臣 後で他の政務若しくは事務方からも補足があるかもしれませんが、先ほど、モデル事業について八木政務官から御説明もありました。

金子先生からは、中身が十分固まっていないんじゃないかという御指摘もありましたが、今回、このモデル事業の内容というのは、自治体において、さまざまなやはり地域の実情に応じた、そう

いった面も必要だと思います。特にこのレベル3建材を含めた建材を使用している建築物は相当膨大になりますから、こういったことも考えた上で、このモデル事業をまずやろうと。

そして、自治体において、アスベスト調査台帳、建築確認の台帳等の既存情報を活用してデータベースを作成した上で、建築物等の所有者等による把握の情報を追加してデータベースの充実を図ること。そして、建築物等の所有者による把握については、自治体でモデル地区を設定して、建築物等の所有者等に石綿含有建材の把握の必要性を周知するとともに、実際に調査を行ってもらうこと。モデル事業においては、分析に要する費用は環境省が負担をします。

そして、モデル事業に参加した自治体、建築物等の所有者等から把握促進の課題などを集めて、対応策を検討していきたいと思えます。

そして、このモデル事業をやった上で得られた成果、この活用をどういうふうにするのかということにつきまして、令和三年以降は対象自治体を拡大をしてこの事業を継続をする予定であります。

このモデル事業から得られた課題、対策を集約をして、令和四年そして五年度をめどに災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルを改定して対策の強化を図っていく、そういったことになっていきますので、このモデル事業の中身が固まっていないということではありません。

一方で、金子先生がおっしゃったように、災害はいつやってくるかわかりません。いつやってくる

かわからないからこそ、平時からの把握、情報共有、そういったことも必要だということも今回の法改正に一つ込められた思いでもありますので、御理解いただければ幸いです。

○金子（恵）委員 今、これからのモデル事業の方向性というものも大臣からお話をいただきましたので、よくわかりました。

しかし、それでもやはり、令和十年に解体工事等がピークになるといことがわかっている、その方向で間に合うのかなという不安はあります。ですから、もちろんそのモデル事業という名称はおっしゃっていますけれども、そこで終わらずに、できることは全てやっていっていただきたいという思いがあります。

そういった意味で、今回、私大変残念だと思つたのは、法改正全体としてはレベル3まで広げただんだというふうにおっしゃいますから、そこはいいというふうに思います。

ただ、届出義務の部分についてはレベル3は含まれないと先ほど来お話がありまして、膨大な量になっていくから、さまざまな都道府県の負担も考えてそこまでは踏み込めなかったということではありますけれども、必要性というのはあるというところは理解をしていただきたいというふうに思います。

先ほどから、飛散性が高くないからというふう

はいけないんだと思うんです。そこには危険性が必ずあるということと、そしてまた、被災地などでも結局レベル3建材によってもしかすると暴露しているかもしれない、そういう事例が起きていくわけです。

実際に、皆さん御存じだと、大臣も見ていただいていたと思いますけれども、地震が起きて、解体を知らないうちにしてしまつて、その解体したものがそこに残つてしまつていくという状況があったり、また、福島だったならば、警戒区域の解除というものがずっと進んできていますけれども、帰還困難区域というのが残っている。そこには東日本大震災が発災したときからずっと崩れてしまつている家屋等が存在しているんですよ。恐らく壁などにはこのようなレベル3建材が当然使われているというふうに思われます。そのことについてもどのように対応していくべきなのかということがこれから大変な課題になっていくのだというふうに思います。

ですから、やはりもっとしっかりとレベル3の対応を強化していくことをしていかななくてはいけないというふうに思うんですが、この法案の中でそのレベル3建材規制の法的実効性、本当に担保できるのか、もう一度お願いしたいと思えます。

○佐藤副大臣 お答え申し上げます。

レベル3建材に対する御懸念でございませうけれども、まず大気汚染防止法施行状況調査によりまして、大気汚染防止法において規制対象となつております作業の平成三十年の実施件数は全国で

二万二百二十五件でございました。

一方、条例に基づきまして既に石綿含有成形板等、いわゆるレベル3建材でございませうけれども、こちらの除去等作業の届出を義務づけている都道府県等におけます石綿含有成形板等レベル3建材の除去等作業の数は、これまでの大防法の規制対象の約五倍から二十倍というふうになつておりまして、全国的にもこの同じレベルの規制の対象の増加が想定されますので、結果としては、現在の規制対象の作業と合わせますと、合計十二万から四十二万件程度になるのではないかと推計されるところでございます。

そのため、環境省といたしましては、規制を行う都道府県等が効率的にまず事務をきちつと行える制度設計や支援が必要であると考えておりまして、具体的には、行政への事前調査の結果の報告についてまず電子システムを整備をしまして、都道府県等が効率的に工事現場の把握や立入検査の対象を選定できるようにしてまいりたいと思っております。

また、改正内容についての都道府県等の職員及び事業者向けの講習会の開催ですとかマニュアルの整備の支援も行いまして、職員が十分な知識を持つて実効的に対応できるようにしてまいりますとともに、事業者に対しても改正内容の周知及び遵守を徹底してまいりたい。

これらの施策で実効性を担保してまいりたいと考えております。

○金子（恵）委員 本当であれば、今回の改正をする前に、いろいろな今おっしゃつていただいた

ようなことをもっと更に議論を深めていただいて準備をすることができたのではないかなというふうにも思いますので、自治体への支援が必要であれば、もっと更に自治体との情報共有をしながら議論を深めて、そして結論を出していくということとは必要だったのではないかなというふうに思います。

でも、私はここで終わりだというふうには思つていけませんので、先ほど来申し上げますけれども、見直し五年ということじゃなくて、もっと必要であれば、必要なだと思えますけれども、しっかりと次に向けて進めていただきたいというふうに思っています。

その中の一つ、大気濃度測定の義務化であります。これまでも、中央審議会の中、小委員会の中でいろいろな議論がなされてきて積み重ねもあるというふうに思います。しかし、残念ながら今回の法改正の中には大気濃度測定の義務化というのは含まれませんでしたが、でも、今後もちろん検討はしていかなければいけないと思えますし、もう既に自治体の方ではこれをしっかりと義務化しているところがあるわけです。自治体でやっていることが国ではできないかということですが、

もちろん、基準をどのように決めていくかというところ、一律化していくことさまたまな課題、あるいは技術的な課題等があるというふうな環境省さんからもいつも御説明はいただいているところでありませうけれども、もう随分、この議論は平成二十五年の改正のときからしてははず

です。

それで、今もやはり結論はなかなか難しいということですので、これまでどのような議論がなされ、そして、さまざまな実態の把握に努力されてきたのか等も含めまして、やはりこの検討は今後しっかりと加速化しなくてはいけないというふうに思っておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

○小泉国務大臣 中央環境審議会の石綿飛散防止小委員会における議論では、金子先生がおっしゃったとおり、両方の議論がありました。測定義務づけの制度に賛成の方、そしてまた反対という両方の御意見。結果として、測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して課題解決に取り組み、今後、制度化について検討する必要がありますというふうにされたものと聞いています。

環境省としては、今後、答申を踏まえて、石綿濃度を迅速に測定する方法など、引き続き、残された課題について検討をしっかりと進めていきます。具体的には、石綿繊維数濃度の測定については、環境研究総合推進費による大気アースベスト連続自動計測装置の開発を進めるとともに、研究成果の活用可能性について情報収集、検討を行います。

総繊維数濃度測定については、民間検査機関における体制整備などを把握しつつ、測定結果の作業管理への活用や早期測定に向けた体制構築といった課題について検討を進めます。

これらの情報収集、検討に加えて、改正後の制

度の施行状況を踏まえて、大気濃度測定の制度化について検討を進めて、必要に応じて中央環境審議会に審議をお願いしたいというふうに考えています。

一方で、今後、直接罰の創設、作業結果の発注者への報告の義務づけ、隔離された作業場に設置する集じん・排気装置の正常な稼働確認の頻度の増加などの規制の強化を行うことで、作業時の飛散防止を徹底していく所存です。

○金子（恵）委員 私は、審議会、小委員会などでの議論をちよつと見させていただいて読ませていただくわけなんですけれども、そうすると、やはり、大気濃度測定の義務化に真つ向から反対ではないんだと思うんです。現段階では難しい、困難な課題があります、でも、いつかはやらなくてはいけないことだと言われているというふうに思っています。

ですから、今回は、賛否があつたような言い方を今大臣はされましたけれども、そうではなくて、結論づけられなかったことだと思つんです。そうだとすれば、この検討を今更に加速化をしていかなくてはいけないというふうに思つんですけれども、今回、法改正には盛り込めなかった。では、いつやるのか。

私は、この法改正のために単に小委員会が開かれ、いろいろな方々の意見を聞いた、それで終わりじゃないと思つています。もつと、現場の声、働く人たちの声も含め、いろいろな角度からの議論をまたしていくような、そういう場も設けていかななくてはいけないというふうに思いますけれども

も、いかがですか、大臣。

○小泉国務大臣 まず、私も、例えば、大気濃度測定に、今現場でどのように行われていて、どれぐらいの時間がかかるのか、そういった議論も事務方ももしました。その中で、例えば、総繊維数濃度の場合には五日から七日、石綿繊維数濃度の場合には十一日程度、今測定に時間がかかっている、こういったことをより効率化、またスピードアップをできることがないのか、そういったことも含めてやはり課題があるんだろうというふうに思います。

そして、金子先生がおっしゃったように、結論に至らなかった、そういった理解もそうなんだろうと思つています。ですので、先ほど私は答弁でも、今後、必要に応じて環境審議会の方にこれは投げたいということも話をしましたが、まさに、今回、結論には至らなかった、双方の御意見があるようなものについても検討して、これから情報収集、検討をしますが、この検討に加えて、改正後の制度の施行状況を踏まえて、大気濃度測定の制度化について検討を進めて、必要に応じて中央環境審議会に審議をお願いしたい、そういうふうに考えています。

○金子（恵）委員 十分な時間をいただいていたと思つておりましたが、そうでもなかったのか、ちよつと言いつ放しになってしまつて申しわけないんですけれども、事前調査や、やはり作業終了後の確認というのは第三者がすべきだろうという議論も、これは審議会小委員会の中でずつとありました。

まず、そのことについての御認識をお伺いしたいというふうに思います。

○八木大臣政務官 これまでは事前調査を行う者の要件は定められておりませんでしたけれども、今般の制度改正で、一定の知見を有する者として、石綿含有建材にかかわる専門的知識の講習を修了した者による事前調査の実施を義務づけすることとしております。

その結果、事前か第三者かにかかわらず、事前調査を的確に行うことのできる能力を十分に有する者が調査を行うこととなります。

第三者による事前調査は、より客観的に調査を行う観点からは有効との指摘もありますけれども、第三者による実施を義務づけるには、全国の工事に対して一定の知見を有する者を迅速に派遣できる体制整備が必要であります。現在、第三者機関の立場で事前調査を行っている日本アスベスト調査診断協会に登録された者は百五十名にすぎず、全国の解体等工事に対応できないことから、現時点での義務づけは現実的でないと思います。

一方で、事前調査の結果の報告及び記録の保存を義務づけることで、都道府県が、客観的に、立入検査によって適切な事前調査が実施された上で解体工事が実施されているかを確認することが可能であります。

環境省といたしましては、関係省庁と連携して一定の知見を有する者の育成に取り組むなど、改正法の着実な施行により、事前調査の適正化を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○金子（恵）委員 済みません、時間が参りました……

○鷲尾委員長 ちょっと待ってください。

では、八木政務官。

○八木大臣政務官 済みませんでした。

今、答弁で事前と言いましたけれども、自前でございますので、よろしく願います。

○鷲尾委員長 よろしいですか。（金子（恵）委員「時間が無いので、済みません」と呼ぶ）ちょっと待って。

では、八木政務官、答弁してください。

○八木大臣政務官 自前と言いましたけれども、事前でございますので、よろしく願います。

○金子（恵）委員 御丁寧に修正いただきました、ありがとうございます。

第三者による調査や確認ができれば、もっと確実に現場での安全、安心確保もできるだろうなというところも申し上げさせていただきたいと思いますし、パブリックコメントが三千六百十一、規制強化方針は不十分、こういう意見をどういうふうに考えていくか。

そして、この法改正だけで本当に十分であったのかということもしっかりと考えたいただきまして、また次にぜひ向かっていっていただければありがたいなということをお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。